

裁 決 書

審査請求人

平成21年5月15日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成21年3月12日付けで審査請求人に対して行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成21年3月12日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定により、生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。請求人は、原処分を不服として、平成21年5月15日、北海道知事（以下「審査庁」という。）に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。
求職活動をしていたにもかかわらず、一方的に保護を廃止された。指定された日に行けず、他の日に行ったが、指定日に来所していないとの理由で廃止された。処分が不服なので保護費の支給を求める。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

[Redacted text block]

[REDACTED]



2 判断

(1) 審査請求日について

ア 行審法第14条第1項においては、行政庁の処分に対する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならないとされている。

イ また、行審法において、処分があったことを知った日については、処分を文書である場合には、書面で行われる処分がその相手方の住所に郵送された日に処分の到達があったこととされており、書面が相手方の住所に配達されたときは、処分の存在及び内容を了知することができる状態に置かれていたものというべきであるから、相手方が何らかの事情で処分の存在及び内容を知らなかったり、知ることが遅れたとしても、通知を受けたものと

解され、処分の相手方本人の代理権限を有する者、同居者等本人のために一般郵便物について受領権限を有する者に配達された場合にも本人が知ったものと解されている。

ウ 本審査請求について、請求人は、処分があったことを知った日を平成21年3月12日と、審査請求日を同年5月15日と記載していることから、審査請求期間の60日を経過してなされているように見受けられる。

しかしながら、そもそも同年3月12日は保護の廃止日であって、同月13日付けの原処分の決定通知書が請求人に到達した日であるとは認められないこと、また、本審査請求書には「廃止決定通知書を再三至急送付してほしいとお願いしたが遅く届きました」との記載があったことから、審査庁は、請求人が処分があったことを知った日とすべき日（通知を受け取った日）が、同月12日ではないと判断し、請求人に補正命令を行ったところ、処分があったことを知った日は同年5月9日である旨記載された補正書の提出があったため、本件審査請求は期間内に提起された適法なもの認め、以下判断する。

エ なお、処分庁は、平成21年3月13日、原処分の決定通知書を請求人の依頼に基づき、請求人の■（以下「■」という。）宅に送付（郵送）した。したがって、同月14日には■宅に同通知書が到着し、請求人が本件処分を知ることとなり、請求人の処分があったことを知った日であると認められることから、本審査請求は、請求日が同年5月16日であり、前記アの審査請求期間を経過しており、不適法であると主張する。

しかしながら、同年3月14日に■宅に同通知書が到着する旨の処分庁の主張は、日本郵便の「お届け日数の検索結果」という、郵便物に関する一般的な取扱いに基づくものであり、配達証明等同通知書の到着日を客観的に証明できる挙証資料に基づくものではなく、本件審査請求に係る事実として認めることはできない。

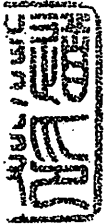
これらのことから、処分庁の主張には、理由がない。

(2) 法の規定について

ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、行われるとされ（法第4条第1項）、この「能力」には被保護者の稼働能力も含まれると解される。

イ 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならないものとされ（法第60条）、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとされている（法第27条第1項）。

ウ そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており（法第62条第1項）、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反し書面による指導又は指示に従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされ（同条第3項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条）、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、被保護者に対し、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知して弁明の機会を与えなければならないとされている（法第62条第4項）。



(3) 原処分に至る手続について

ア 請求人宛てに送付された原処分に係る通知書には、処分の理由として「職権廃止による」、「生活保護法第27条第1項及び同法第62条第1項の指導及び指示に違反したため」と記載されているが、法第62条第4項に基づく請求人に対する弁明の機会の付与（以下「本件弁明手続」という。）に当たっては、請求人に対し行われた複数の指示のうち、いずれの指示に違反したことによる保護廃止決定処分であるのかが明らかでない等、次に示すとおり、本件弁明手続は、同項の規定の趣旨に違背するものと認められ、違法な本件弁明手続を経て行われた原処分は、当然、違法なものであると判断する。

(ア) 来庁指示違反について

処分庁は、前記1の(7)のとおり、請求人に対して送付した法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会の付与に係る通知（以下「本件通知」という。）において、同項に規定する「当該処分をしようとする理由」として、請求人が来庁を指示した日（平成21年3月3日）に来庁しなかったこと（以下「来庁指示違反」という。）を挙げている。

しかしながら、処分庁から提出を受けた資料（以下「提出資料」という。）によれば、本件弁明手続における請求人からの聴取の内容は、求職活動に関することが中心であり、来庁指示違反に係る弁明の内容が明らかにされていないことに加え、提出資料における来庁指示違反に係る記載は「要請日に来庁しなかったことは言うに及ばず」とされていることのみであることから、本件弁明手続において、処分庁が、請求人に対して来庁指示違反に係る弁明を求め、当該指示違反に正当な理由があるか否かについて検討する姿勢は見られず、外形的には弁明の機会を付与しているものの、法の予定する適切な防御権の行使の機会を与えたものとは認められないため、本件弁明手続は、法第62条第4項の趣旨に違背するものである。

(イ) 廃止の理由について

前記(ア)のとおり、本件通知においては来庁指示違反による保護廃止が予定されている旨が記載されていたところ、提出資料によれば、本件弁明手続の際に請求人から提出された求職活動状況届について「実効的な求職活動をしていないと思われ、保護の継続は認められない」との判断の上で原処分に至っていることから、原処分については、事実上、本件通知で処分理由として挙げられていない、請求人が処分庁の期待する求職活動を行っていないこと又は就職に至っていないことを理由として行われていることが認められる。

このことは、指示違反による保護の廃止に当たって、被保護者に対しあらかじめ処分理由を通知した上で弁明の機会を付与することとした法第62条第4項の規定に明らかに違背している。

(ウ) 仮に、本件通知において処分庁のいう指示違反が求職活動を報告するよう指示したこととの違反を含むものであると解した場合、本件弁明手続自体は適正に行われたものと見なすことができるものの、この場合にあっては、廃止という処分の程度が指示違反内容

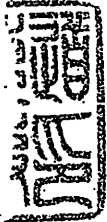
に照らして相当か否かの検討が必要となる。

保護の停止・廃止については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問11の1でその基準が示されており、それに照らし請求人に係る指示違反事由を検討すると、最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反があった場合や保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難である場合等、廃止することとされる指示違反とは認め難く、処分庁は請求人に対し過重な処分を科したものと認められ、原処分は不当と判断される。

イ なお、処分庁が行った来庁指示は、前記1の（5）のとおり、口頭によるものであり、加えて、本件文書指示には、同月3日に来所を指示する内容の文言は明記されておらず、「今後は、当部からの来所指示に必ず従うよう指示いたします。」とだけ記載されていることから、処分庁から請求人に対しての同日に来庁する旨の書面による指示は、行われていないか、少なくとも不明瞭であるものと思慮され、指導指示違反による保護の廃止等に当たり慎重な手続を求める法の規定の趣旨に照らせば不適當なものであるので、念のため付言する。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年5月17日



北海道知事

高橋 はるみ

